



不動産取得税の特例措置

問 県北地方振興局県税部不動産取得税チーム (Tel 521-2694)

原子力災害により避難指示区域内にある家屋及びその敷地に代わるものを取得した場合、一定の要件を満たしていれば、申請により特例措置による軽減を受けることができます。

また、県内に三世代以上の方が同居又は近居する住宅を取得した場合、申請により税の一部の軽減を受けることができます。

詳しい内容や申請方法は、標記担当までお問い合わせください。

ジョブプランナーによる就職相談会

問 産業課 商工交流係 (内線 1505)

- 日時 7月22日(木) 午後1時～4時
- 場所 川俣町役場1階 相談室1
- 定員 なし(予約することも可)
- 対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。
- 相談内容 就職相談、職業紹介、応募書類の書き方
- 相談員 ふくしま生活・就職応援センターの相談員
- その他 予約不要、相談費用も無料(予約受付も検討)雇用保険受給者には、利用証明書を発行

国民年金保険料の産前産後期間の免除申請

問 保健福祉課 国保年金係 (内線 1405)

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間、国民年金保険料が免除されます。届出される方は、町役場・国保年金係までお願いします。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩で、死産・流産・早産を含みます。

■対象になる方

国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

■届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能

■持参していただくもの

① 出産前に届出する方

母子手帳などの出産予定日がわかるもの、本人確認書類、印鑑、年金手帳またはマイナンバーカードなど個人番号がわかるもの

② 出産後に届出する方

本人確認書類、印鑑、年金手帳またはマイナンバーカードなど個人番号がわかるもの

令和3年度国民年金保険料の免除申請

問 東北福島年金事務所 (Tel 024-535-0141)

国民年金の1号被保険者の方の保険料は月16,610円です。保険料を納めるのが困難な方のために、町では保険料免除の申請を受け付けます。

■対象となる保険料の期間

令和3年7月分から令和4年6月分

■受付期間

令和3年7月1日から納付書の使用期限が切れるまで(2年間)

■申込方法

国保年金係に備え付けの申請書にご記入いただきます。

■持参していただくもの

①年金手帳など基礎年金番号が分かるものまたはマイナンバーカード等の個人番号確認書類

②印鑑

③年金保険料を口座引き落としにしている方は通帳(口座振替を解除していただきます)

※免除は原則として前年の所得により日本年金機構が審査します。ただし、東日本大震災(平成23年3月11日)時点で川俣町に住所を有していた方は原発事故に係る保険料免除の特例として所得に関係なく審査します。

■免除を受けた場合の年金の受取額

全額免除期間の年金の受取額は納付した場合の2分の1になります。

■過去の国民年金保険料も遡って免除申請が可能

国民年金保険料は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間についてさかのぼって免除申請をすることができます。例えば、令和3年7月に申請すると、令和元年6月分まで遡ることができます。過去に申請するのをお忘れの方はこの機会にぜひ申請を行ってください。

※すでに納めた保険料は免除の対象になりません。

■国民年金保険料の免除申請はお早めに!

保険料の免除は過去2年間遡って申請できますが、未納の期間が長くなるといざというときに障害年金や遺族年金が受け取れなくなる場合があります。免除の申請は受付が開始する毎年7月を目安に、なるべく早く申請するようにしましょう。

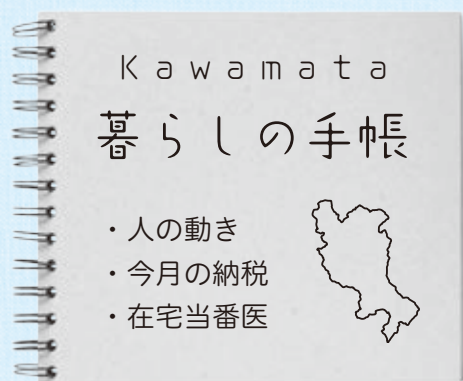
※東北福島年金事務所でも受付しています

■承認を受けた人は「追納」をすることもできます

保険料免除の承認を受けた期間は10年以内なら、さかのぼって保険料を納めることができます(追納と言います)。

追納をすると、初めから納めていたのと同じように高齢基礎年金の額を増やすことができます。

ただし3年度目以降は、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられますので、ご注意ください。



7月

人の動き -population-

令和3年6月1日現在 (前月比)

人口 12,443 (-27)

男 6,313 (-6)

女 6,130 (-21)

世帯 5,381 (-3)



今月の納税 -tax payment-

固定資産税 2期

国民健康保険税 1期

介護保険料普通徴収 1期

納期限は8月2日(月)です。

在宅当番医 -doctor-

◇◇◇ 7月 ◇◇◇

4日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
11日	十二社内科外科	TEL 597-8907
18日	村上医院	TEL 565-3637
22日	むとうこどもクリニック	TEL 565-2435
23日	鈴木内科医院	TEL 565-2688
25日	済生会川俣病院	TEL 566-2323

◇◇◇ 8月 ◇◇◇

1日	済生会春日診療所	TEL 566-2707
8日	佐藤医院	TEL 566-2321
9日	あんざい整形外科クリニック	TEL 565-3511
15日	済生会川俣病院	TEL 566-2323
22日	十二社内科外科	TEL 597-8907
29日	村上医院	TEL 565-3637

※あんざい整形外科クリニックには、2名(整形外科、内科含む)の医師が在所しています(在宅当番医時のみ)。



行政

介護保険料の減免について(原子力災害)

☎ 町民税務課 税務係 (内線 1302)

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた65歳以上の方にかかる介護保険料の減免については次のとおりです。

①上位所得層(合計所得金額633万円以上)の方は減免適用外となります。

②①以外の方は、申請によることなく令和4年3月分まで減免継続となります。

国民健康保険税の減免について(原子力災害)

☎ 町民税務課 税務係 (内線 1302)

旧避難指示解除準備区域等の対象となっていた世帯に係る国民健康保険税については次のとおりです。

①上位所得層(世帯内の被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯)の方は減免の適用外となります。

②①以外の方は、申請によることなく令和4年3月分まで減免継続となります。

令和3年度国民健康保険税の税率等について

☎ 町民税務課 税務係 (内線 1302)

令和3年度国民健康保険税の税率・限度額が次のとおりとなります。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
所得割額	6.50%	3.00%	3.10%	12.60%
均等割額(1人あたり)	18,000円	11,000円	10,100円	39,100円
平等割額(1世帯あたり)	17,000円	7,200円	5,800円	30,000円
限度額	630,000円	190,000円	170,000円	990,000円

※税率は、令和2年度と比較して、医療給付費分と後期高齢者支援金分の所得割額がそれぞれ引き下げとなっており、限度額においては、令和2年度と同じとなっています。

今月の行政相談

☎ 総務課 文書広報係 (内線 1104)

■日時 7月20日(火) 午後1時30分～4時

■場所 川俣町役場1階 相談室1

※齋藤幸子相談委員(Tel 566-4020) 丹野雅直相談委員(Tel 566-4830)の電話でも受け付けています。